

少子化対策・子育て施策に係る社会的気運醸成業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

少子化が加速している中、本県が取り組むべき少子化対策・子育て施策について、当事者、企業関係者、有識者等を交え広く議論する機会を創出・発信することで、社会全体の気運醸成を図る。

(1) 業務の内容

別紙「少子化対策・子育て施策に係る社会的気運醸成業務仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 予算額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年4月8日（月） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和6年4月17日（水） 午後5時

(3) 上記（2）に対する回答日

令和6年4月18日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所 広島県健康福祉局子供未来応援課

② 提案書提出期限 令和6年4月22日（月） 午後3時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

ア 実施場所 オンライン会議システム（Zoom）により実施予定

イ 実施日 令和6年4月23日（火）を予定（時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する。）

ウ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

エ その他 企画提案書等の提出が多数の場合は書面による審査を実施し、プレゼンテーション審査参加者を3者程度に選定することがある。

プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ・ 事業者の概要
- ・ 電子データの保存等に関する申出書

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参、電子メール又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書等について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局子供未来応援課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和6年4月30日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和6年5月1日（水）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

公告に定めた方法により決定した最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点の評価値を得たものと協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 その他

(1) 提案書の作成に際して疑義がある場合は、文書により問い合わせるものとし、回答は、県において申請書提出者全員に対して送付する。この場合、該当回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。なお、文書の発送はすべてFAX又は電子メールによるものとする。

(2) 提案書提出後、県から提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。

- (3) 申請書提出後、公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。なお、この場合にあっても、提出された書類は返却しない。

5 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書（案）
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 辞退届の様式
- 電子データの保存等に関する申出書
- 公募型プロポーザル提案書作成要領
- 評価基準

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局子供未来応援課

担当 プラン推進グループ 東郷

電話 082-513-3171（ダイヤルイン）